空き家バンク登録フローチャート

スタート

空き家の所在は町内ですか？

NO → 町外にある物件の登録はできません。民間の不動産業者、もしくは物件の所在地の役所・役場の空き家バンクをお尋ねください。

YES ↓

空き屋は居住可能な状態ですか？

NO → 屋根に穴が開いていたり、床が抜けていたりする物件は原則として登録できません。登録できる状態が不明な場合は役場で現地を確認いたします。

YES ↓

空き屋の所有権は申請者本人にありますか？

NO → 空き家バンクの登録申請者は原則として空き家の所有権を持っている方になります。

- 所有者が親族の場合は所有権者が、共有になっている場合は代表者にて申請してください。
- 所有者が既にお亡くなりになっている、もしくは意思決定能力がない場合は司法書士に相談し、相続登記や、成年後見人の手続きをしてください。
  広島司法書士会：電話番号 082-221-5345

→ 手続き完了

YES ↓

ご家族や不動産業者など関係者の同意は得られていますか？

NO → 関係者に相談なく登録をしたため、契約時にトラブルになったケースがあります。ご近所の方や、所有権を共有している親族、相談している不動産業者などに空き家バンクへの登録をする旨をしっかりと相談し、同意をいただいておいてください。

→ 相談し、同意を得た

YES ↓

空き屋の室内に荷物などは残っていますか？

YES → 仏壇や大きな荷物が室内に残っていると、紹介しても決まりにくいことがあります。また契約後に処分に時間がかかり、相手に迷惑がかかってしまう場合もあるため、事前に処分や移動の準備をしておいてください。

→ 処分について、準備完了

NO ↓

ご登録が可能です。よろしくお願いします。